

契 約 情 報

発注機関	岐阜県立斐太高等学校
工事名称	斐太高武道場LED照明器具交換工事
施工場所	高山市三福寺町736番地 斐太高等学校
契約方法	随意契約
適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
契約年月日	令和5年12月26日
契約者	高山市七日町2丁目135番地3 川崎電気工事株式会社
施工期間	令和5年12月26日 ~ 令和6年3月20日
契約金額(税込)	4,222,900円
工事概要	武道場のLED照明への器具交換工事

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 又は第7号により随意契約をすることができる 場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>競争入札に付することが不利と認められるとき、又は時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p style="text-align: center;">武道場のLED照明への器具交換工事</p> <p>2 「不利」又は「著しく有利な価格」の説明</p> <p>令和5年12月22日に入札を実施した斐高工第3号の武道場LED照明器具交換工事に事務処理の誤りがあったため、入札を無効としたが応札した4者の入札価格は正当な価格であった。</p> <p>当該工事は年度内に完了する必要がある、工事内容において仕様書を見直す必要もないことから同様の工事を発注することとなるが、斐高工第3号の応札した業者の入札価格は公開されており、再度入札した場合、最低の入札価格を提出した川崎電気工事株式会社が不利となる。</p> <p>よって、斐高工第3号で入札した価格で川崎電気工事株式会社と契約することが適当である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。